

理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員 手当に関する規程

1. この規程は社会福祉法人歩む会福祉会の理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員の手当に関して定める。
2. 理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員であることのみをもって手当てを支給しない。
3. 理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員が会議に参加した場合、理事、監事、評議員が、監査及び入札に立ち会った場合交通費として1500円を支給する。
4. 監事が監査を行った場合交通費として1500円を支給する。
5. 理事長が理事長としての職務を行った場合交通費として1500円支給する。

付則

- この規程は、1998年9月29日から施行する。
- この規程は、1999年10月14日から施行する。
- この規程は、2000年3月22日から施行する。
- この規程は、2002年10月22日から施行する。
- この規程は、2017年4月1日から施行する。